第七条第六号を削る。

第十条第一号中「第二十八条第一項」を「第二十七条の三第一項、法第二十七条の四第一項、法第二十八条第一項、法第二十八条の三第一項、法第二十八条の四第一項」に改め、同条第二号中「、法第二十八条第二項及び第四項」を「これらの規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号中「、法第二十八条第三項及び第六項の規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第三項及び第六項（これらの規定を法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第四号中「、法第二十八条の二第三項、法第二十八条第五項、法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第三項、法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条の二第三項、法第二十九条の二第二項及び第三項並びに」に改め、同条第五号中「第二十八条第七項」を「第二十七条の四第二項、法第二十八条の二第三項及び」に、「第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「）及び法第二十九条の二第四項」に改め、同条第六号中「第二十八条第七項」を「第二十七条の四第二項、法第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「及び法第二十九条第一項から第五項まで」を「、法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項並びに法第二十九条の二第六項及び第九項」に改め、同条第七号を次のように改める。

七　法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項、法第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき勧告又は命令を取り消す旨を記載した文書の送付

第十条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「第三条第九項（同条第十三項、第三条の二第四項」を「第三条第十二項（同条第十七項、第三条の二第五項」に、「第四条の四第二項」を「第四条の七第二項、第四条の八第七項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　法第二十九条の二第一項の規定に基づく報告の受理

第三条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正

第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五号中「第三十二号、第三十五号及び第三十六号」を「第三十八号、第四十一号及び第四十二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和九年一月四日）から施行する。ただし、第一条中外国為替令第七条の改正規定（第十七条第三号」の下に「法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。」を加える部分に限る。）及び同令第七条の二から第七条の三までの改正規定並びに第二条中対内直接投資等に関する政令第二条第十一項第三号の改正規定（「掲げる」を「規定する」に改める部分に限る。）、同条第十三項の改正規定並びに同令第三条第十一項第一号及び第二号の改正規定（「第七項」を「第十項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の対内直接投資等に関する政令（以下この条において「新令」という。）第二条第一項及び第四項の規定は、この政令の施行の日から起算して三十日を経過した日（以下この条において「適用日」という。）以後に行う改正法による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条において「新法」という。）第二十条に規定する資本取引（以下第三項までにおいて「資本取引」という。）、新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下第三項までにおいて「対内直接投資等」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下第五項までにおいて「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った資本取引、対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

2　新令第二条第十四項、第二十五項第三号及び第八号並びに第二十八項並びに第三条第一項第一号、第二号、第六号、第七号及び第十号の規定は、適用日以後に行う資本取引又は対内直接投資等について適用し、適用日前に行った資本取引又は対内直接投資等については、なお従前の例による。

3　新令第二条第二十五項第七号及び第九号から第十五号まで並びに第三条第一項第九号及び第十三号から第十九号までの規定は、適用日以後に行う資本取引又は対内直接投資等について、新令第四条第一項第四号の規定は、適用日以後に行う特定取得について、それぞれ適用する。

4　新令第三条の二第一項第五号並びに第三項第三号及び第四号の規定は、適用日以後に行う新法第二十七条の二第一項に規定する対内直接投資等（以下この項及び次項において「対内直接投資等」という。）について、新令第四条の三第一項第五号並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用日以後に行う特定取得について、それぞれ適用し、適用日前に行った対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

5　新令第三条の二第二項及び第三項第五号の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等について、新令第四条の三第二項第三号の規定は、適用日以後に行う特定取得について、それぞれ適用する。

6　新令第五条第七項及び第八項並びに第六条の規定は、適用日以後に行う新法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等（以下この項において「技術導入契約の締結等」という。）について適用し、適用日前に行った技術導入契約の締結等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十七号

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗